

# 足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー 発電設備設置事業との調和に関する条例

## 《 事前協議及び許可申請等の手引 》

令和5年5月

足利市 都市政策課 開発指導担当

## 目次

1 「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」について（概要、用語の説明）	2
2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区	3
3 許可申請手数料	5
4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続	5
(1) 事前協議の手続	5
(2) 近隣住民協議の手続	10
(3) 許可申請の手続	11
5 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可基準	12
6 事業計画の変更等の手続	14
7 完了の手続	15
8 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し	15
9 是正勧告・措置命令等	15

# 1 「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」について（概要・用語の説明）

本市は、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備を設置する事業との調和を図り、美しい自然環境及び魅力ある景観を維持するとともに市民の生活環境の保全に寄与するために「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」を制定し、平成29年4月1日から施行しました。

この条例では、自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区を保全地区として指定し、当該地区内における再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等）の設置に関する全ての事業を許可の対象としています。

ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上で行う事業については、対象外としています。

## 《 用語の説明 》

再生可能エネルギー発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備（送電に係る電柱等は除く。）
保全地区	自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要と認められる地区
設置事業者	再生可能エネルギー発電設備を設置する事業（木竹の伐採、切土、盛土、埋土等の造成工事を含む。以下「設置事業」という。）を計画し、これを実施する者
事業区域	設置事業を行う土地（再生可能エネルギー発電設備に附属する管理施設、変電設備、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域
工事施行者	設置事業に関する工事を請け負った者又は請負契約によらないで自らその工事を行う者
近隣住民	事業区域の境界から50メートル以内の区域に土地又は建物を所有する者及び当該設置事業によりその所有する土地又は建物について、これらの者と同程度の影響を受けると認められる者
該当自治会	地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類する団体で、事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む自治会及びその区域に居住する者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者が居住する区域を含む自治会

## 2 再生可能エネルギー発電設備の設置に許可が必要となる保全地区

「足利市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」で指定する保全地区内で設置事業を行おうとするときは、市長の許可を受けなければなりません。

保 全 地 区
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域</li> <li>② 砂防指定地</li> <li>③ 河川区域及び河川保全区域</li> <li>④ 風致地区</li> <li>⑤ 鳥獣保護区及び特別保護地区</li> <li>⑥ 史跡、名勝、天然記念物等</li> <li>⑦ 県立自然公園</li> <li>⑧ 上記以外に市長が指定する地区               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 足利学校・鏝阿寺周辺地区</li> <li>(2) 史跡樺崎寺跡周辺地区</li> <li>(3) 建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林地区</li> <li>(4) 旧宅地造成工事規制区域 (山川地区、東山地区、両崖地区、浅間山地区)</li> </ul> </li> </ul>

① 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(第7条第1項、第9条第1項)
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	【県】 河川課、砂防水資源課、安足土木事務所
② 砂防指定地	
(例)	砂防法(第2条)
渡良瀬川水系 溪流箇所 ほか	【県】 河川課、砂防水資源課、安足土木事務所

③ 河川区域及び河川保全区域	
(例) 渡良瀬川、矢場川、姥川、松田川、長途路川、袋川、名草川ほか	河川法（第6条第1項、第54条第1項） 【国土交通省】 渡良瀬河川事務所 【県】 河川課、安足土木事務所
④ 風致地区	
(例) 足利史跡風致地区、両崖山風致地区、東山風致地区、浅間山風致地区ほか	都市計画法（第8条第1項） 【市】 都市政策課
⑤ 鳥獣保護区及び特別保護地区	
(例) 行道山鳥獣保護区、両崖山鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（第28条第1項、第29条第1項） 【県】 自然環境課、県南環境森林事務所
⑥ 史跡、名勝、天然記念物等	
(例) 足利学校跡、足利氏宅跡、樺崎寺跡、藤本観音山古墳ほか	文化財保護法（第109条第1項、第110条第1項、第132条第1項）、栃木県文化財保護条例（第31条第1項）、足利市文化財保護条例（第4条第1項） 国指定文化財 【文化庁】 県指定文化財 【県】 文化財課 市指定文化財 【市】 文化課
⑦ 県立自然公園	
(例) 足利県立自然公園	自然公園法（第72条） 【県】 自然環境課、県南環境森林事務所 【市】 農林整備課
⑧ 上記以外に市長が指定する地区	
(1)足利学校・鑿阿寺周辺地区 (2)史跡樺崎寺跡周辺地区 (3)建築物の敷地又は道路の区域に隣接する山林地区 (4)旧宅地造成工事規制区 (山川地区、東山地区、両崖地区、浅間山地区)	【市】 都市政策課

(例) は区域をすべて例示したものではありません。必ず確認してください。

### 3 許可申請手数料

保全地区内での再生可能エネルギー発電設備設置事業について許可申請を行う場合は、1件につき、以下の手数料がかかります。

#### 1. 新規申請手数料

事業区域の面積に応じ、足利市手数料条例の別表第2に定める自己の業務用に係る開発行為許可申請手数料の該当する額です。

#### 2. 変更申請手数料

次に掲げる額（ア）と（イ）を合算した金額。ただし、その額が新規申請手数料の最高額を超える場合は、その額を上限とします。

##### （ア）事業に関する設計の変更

事業区域の面積に応じ、新規申請手数料の10分の1の額とします。ただし、（イ）に規定する変更を伴う場合は変更前の面積、縮小を伴うものによっては縮小後の面積を事業区域の面積とします。

##### （イ）新たな事業区域の編入

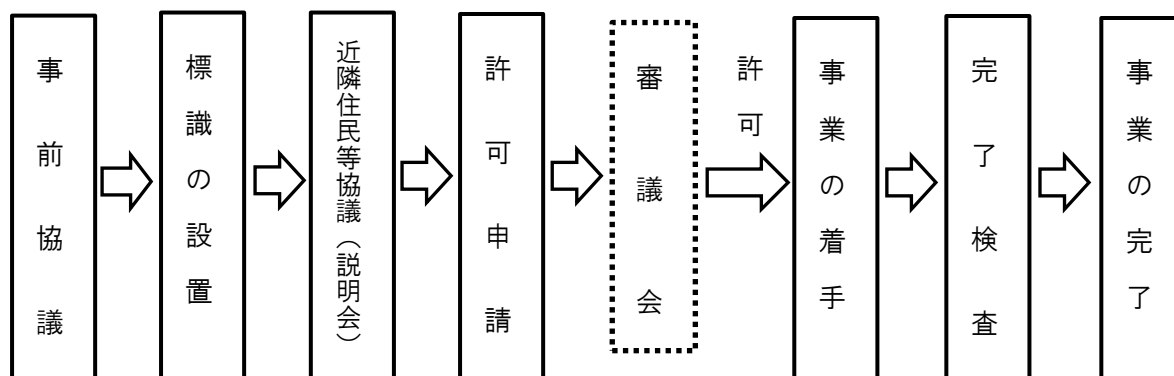
新たに編入される事業区域の面積に応じ、新規申請手数料で規定する額とします。

### 4 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する手続

保全地区内において、設置許可に係る申請をしようとする設置事業者は、事業区域ごとに設置事業に関する計画（事業計画）を定め、市長と事前に協議しなければなりません。

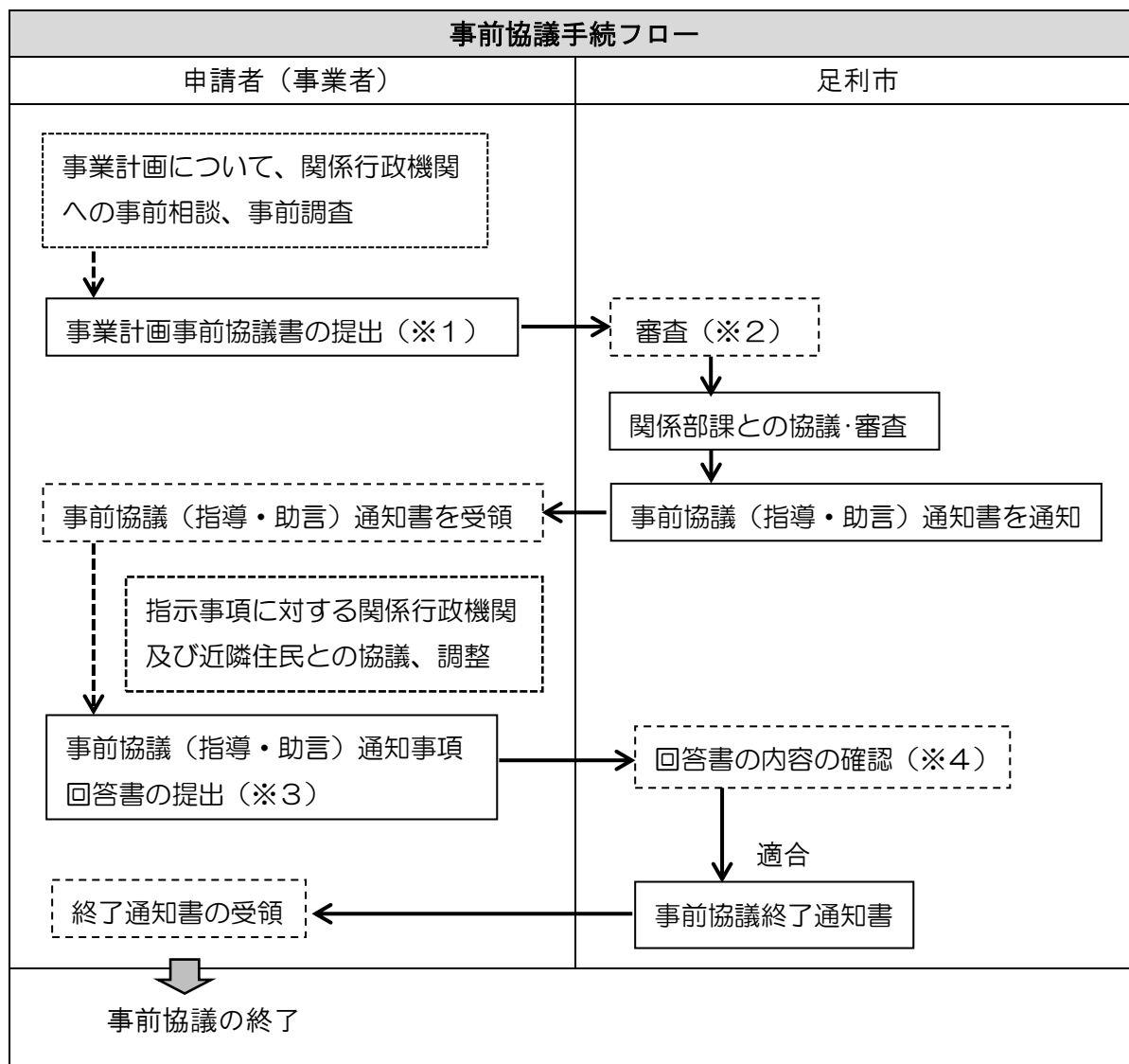
また、市長との事前協議終了後、事業計画の周知を図るため、事業区域に標識を設置するとともに、近隣住民及び該当自治会に対して協議（説明会開催等）をしなければなりません。

#### ・標準的な手続フロー



## (1) 事前協議の手続

申請者（設置事業者）は、市長との事前協議を行おうとするときは事業計画事前協議書（様式第4号）を提出（正副各1部）してください。



※1 提出後、事業計画に係る事前協議の内容を変更するときは、「事業計画変更届」（様式第9号）に変更内容が確認できる書類を添付し、提出してください。

※2 現地調査を実施する場合は、事業者の立会いをお願いすることがあります。

※3 関係行政機関、地域住民との調整の結果、審査（指導・助言）の内容に適合する見込みがないと判断したときは、「事前協議取下書」（様式第6号）を提出してください。

「事前協議（指導・助言）通知事項回答書」（様式第7号）には、市からの審査（指導・助言）に適合していることが確認できる書類を添付し、提出してください。

※4 回答内容が不十分な場合は、再度の指示又は協議取下げを指示することがあります。

＜事業計画に係る事前協議書に添付する図書＞	
①	<b>事業計画書</b> （様式第10号）
②	<b>申請予定事業者及び工事施行者の住民票の写し</b> 個人の場合は、住民票の写し（発行後3か月以内のもの）を添付してください。法人の場合は、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
③	<b>位置図</b>
④	<b>区域図</b>
⑤	<b>事業区域内の土地に係る登記事項証明書</b> 事業区域内の土地に係る登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
⑥	<b>事業区域内の土地に係る土地所有者一覧表</b> （様式第2号） 事業区域内の土地に係る土地所有者の必要事項を記載してください。
⑦	<b>事業区域内の土地に係る公図</b> 事業区域の土地に係る公図（発行後3か月以内のもの）を添付してください。
⑧	<b>土地利用計画平面図</b>
⑨	<b>土地求積図</b>
⑩	<b>造成計画平面図及び断面図</b>
⑪	<b>排水計画平面図及び断面図</b>
⑫	<b>擁壁の背面図及び断面図</b>
⑬	<b>再生可能エネルギー発電設備の構造図及び着色した透視図</b>
⑭	<b>事業区域内に設置する工作物の構造図</b>
⑮	<b>維持管理に係る計画書</b> （様式第11号） 再生可能エネルギー発電設備（変電設備等の付属施設を含む）の点検計画（点検業者、点検頻度、点検内容）及び事業区域の管理等（管理者、管理内容）について記載してください。
⑯	<b>立地環境に関する概要書</b> （様式第12号） 事業区域の立地環境及び事業区域周辺の状況について、記入してください。
⑰	<b>申請予定事業者及び工事施行者が事業計画を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面</b> 申請予定事業者にあつては、納税証明書（法人税、所得税）、融資証明書または残高証明書、設置工事に係る資金計画書を添付してください。 工事施行者にあつては、納税証明書（法人税、所得税）、再生可能エネルギー発電設備設置事業に関する実施経歴書、建設業の許可証の写し、申請予定事業者と工事施行者の契約書の写し又は見積書を添付してください。
⑱	<b>その他市長が必要と認める書類及び図面</b> ・事業の施行に必要な法令及び他の条例の許認可の取得状況 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況



添付する図面等に明示すべき事項		
図面等の種類	明示すべき事項	備 考
位置図 (縮尺1/2500)	・ 方位、再生可能エネルギー発電設備の設置位置	都市計画図
区域図 (縮尺1/500以上)	・ 方位、再生可能エネルギー発電設備の区域 ・ 道路や目標となる施設名(公共施設、河川等)	都市計画図の白図
公図	・ 申請区域を明示(朱枠) ・ 道路(赤)・水路(青)色塗り ・ 地目、地積、所有者(申請地)	転写日・転写者の氏名
土地利用計画平面図 (縮尺1/500以上)	・ 土地の地番及び形状、方位、町・字の境界及び名称 ・ 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置及び面積 ・ 再生可能エネルギー発電設備の位置、形状、寸法 ・ 変電設備の位置、形状、寸法 ・ 事業区域周辺の保全地区 ・ 緩衝帯の位置、形状、寸法 ・ 事業区域内及び事業区域の境界に設置するフェンス等の位置、形状、寸法 ・ 事業区域に接する道路の幅員及び形状 ・ 送電ルート及び送電に係る電柱の位置 ・ その他災害を防止するための施設の位置	作成者の氏名
土地求積図 (縮尺1/500以上)	・ 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・ 実測図による三斜法または座標計算を表示	作成者の氏名
造成計画平面図 (縮尺1/500以上) 造成計画断面図 (縦横断面図) ・ 縦断面図 (縮尺1/500以上) ・ 横断面図 (縮尺1/500以上)	・ 事業区域の境界線、境界を示す杭の位置 ・ 切土、盛土の施工範囲及び杭の設置位置 ・ 切土、盛土の形状、勾配等を示す丁張りの設置位置 ・ 擁壁の位置 ・ 排水施設の位置、流下方向 ・ その他災害を防止するための施設の位置 ・ 施工前後の地盤面 ・ 盛土、切土の範囲、高さ及び勾配 ・ 擁壁の形状及び高さ ・ 排水施設の位置 ・ その他災害を防止するための施設の位置	断面図と照合できるように記号等を付してください。  造成を行わない場合は、その旨を表示し、計画土地の現況写真を添付してください。

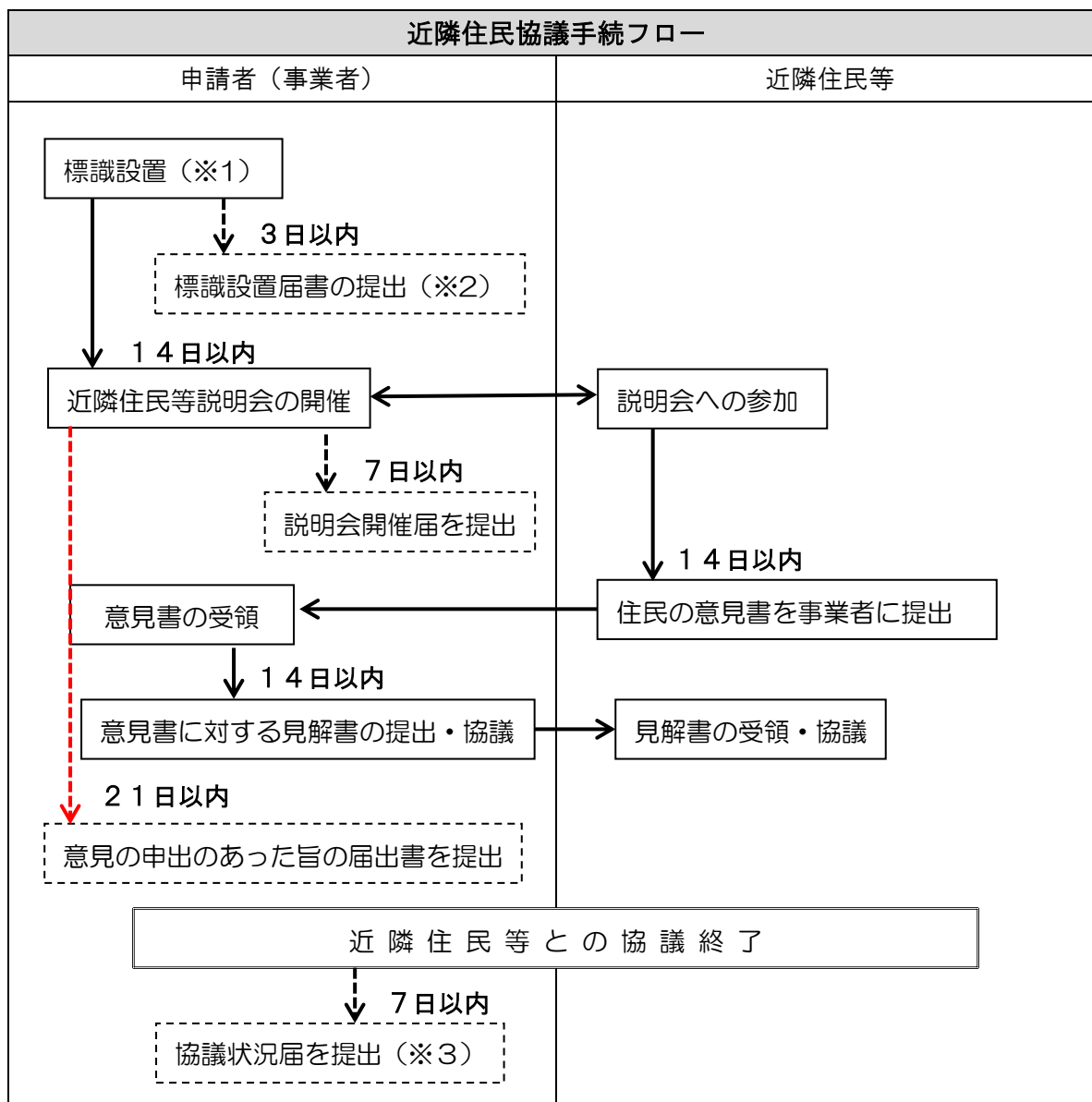
<b>排水計画平面図</b> (縮尺1/500以上) <b>排水計画断面図</b> (縮尺1/50以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の種類、位置、寸法（規模）、勾配、流下方向</li> <li>・ 吐口の位置</li> <li>・ 放流先の位置及び名称</li> <li>・ 施設の種類、位置、材料、内外寸法（規模）、勾配</li> <li>・ 排水の流下方向</li> </ul>	排水の放流に必要な許可等がある場合は位置・内容等を明示してください。
<b>擁壁の背面図及び断面図</b> (縮尺1/50以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 擁壁の形状、高さ、寸法、鉄筋位置及び間隔</li> <li>・ 水抜穴の位置、材料及び内径</li> <li>・ 透水層の位置及び寸法</li> </ul>	
<b>再生可能エネルギー発電設備の構造図</b> (縮尺1/50以上) <b>着色した透視図</b> (縮尺1/300以上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の形状、高さ、寸法、材料、勾配、</li> <li>・ 変電設備の形状、高さ、寸法</li> <li>・ 再生可能エネルギー発電設備及び架台等の色彩</li> </ul>	再生可能エネルギー発電設備、架台、変電設備等のカタログ等を添付してください。
<b>工作物の構造図</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業区域内に設置するフェンス等の工作物の高さ、寸法、材料、色彩等</li> </ul>	カタログ等を添付してください。

※1 上記図面には、タイトル、作成者、寸法、縮尺を表記してください。また、記号を用いる場合は、凡例を表示してください。

※2 既存の資料を用いる場合は、現況と一致していることを確認してください。

既存の資料がない場合や既存の資料が現況と相違する場合は、現地測量を行って図面を作成してください。

## (2) 近隣住民協議の手続



※1 「再生可能エネルギー発電設備設置計画についてのお知らせ」（様式第13号）を、事業区域内の公衆の見やすい場所に設置してください。

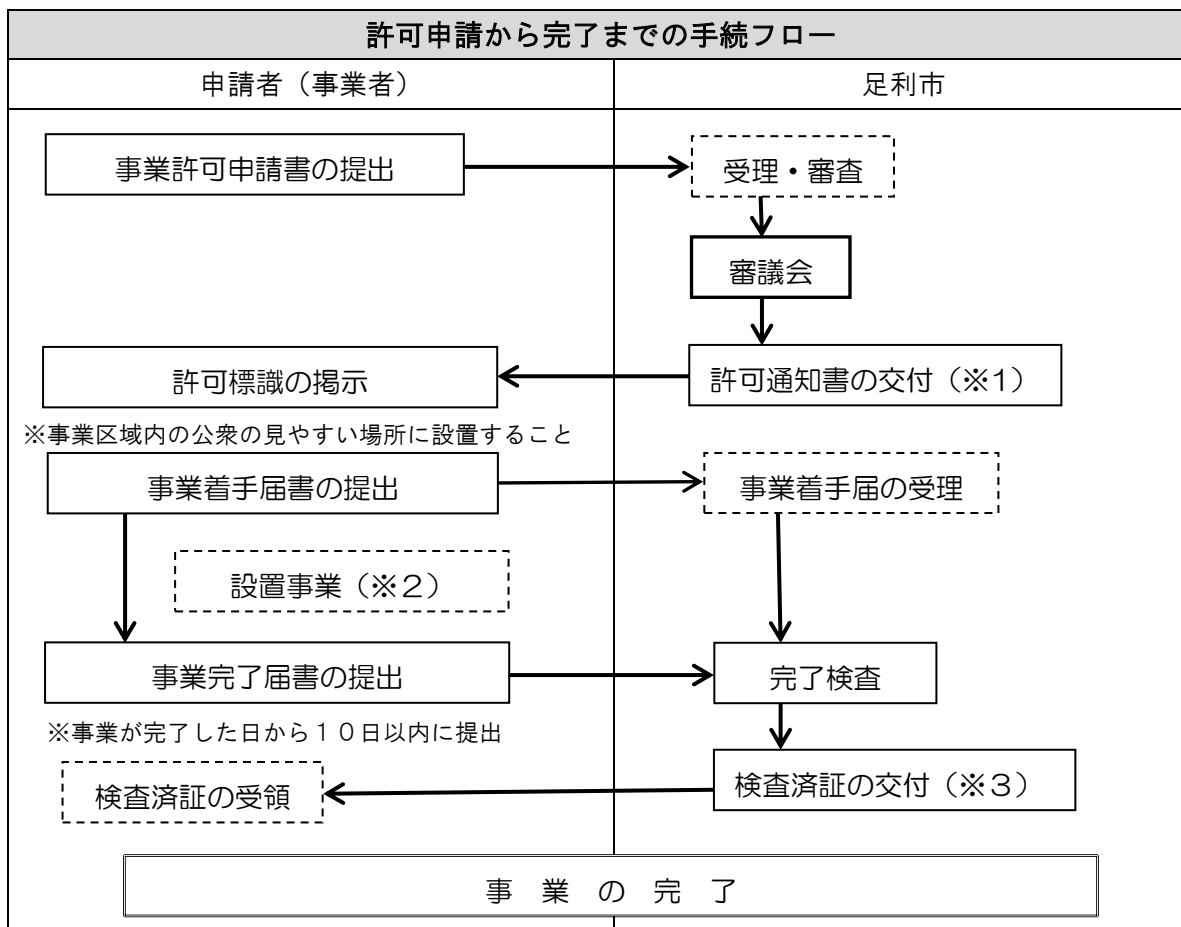
※2 「標識設置届」（様式第14号）は、標識設置場所が明示された図面及び設置状況と記載内容が分かる写真を添付し、提出してください。設置後、変更した場合は「変更標識設置届」を提出してください。

※3 協議が不十分な場合は、再度協議を行うよう指示することがあります。

＜近隣住民等との協議に伴い、提出する報告書等の添付書類＞		
報告書等の種類	添付書類	備考
説明会開催届 （様式第16号）	① 説明会で配布した資料 ② その他市長が必要と認める書類	提出部数 2部
意見の申出のあった旨の申出書 （様式第17号）	① 申出書の写し	提出部数 2部
協議状況届 （様式第18号）	② 見解書の写し	提出部数 2部

### (3) 許可申請手続

事業計画の許可申請書（様式第1号）を提出（正副各1部）してください。



※1 不許可の場合は、不許可通知書（様式第22号）を交付します。

※2 事業者は、許可を受けた発電設備の設置事業を行っている期間中、あらかじめ閲覧場所及び時間を定め、市長に提出した書類の写しを近隣住民等に閲覧させなければなりません。

※3 検査の結果、許可基準に適合していないと認められるときは、不適合箇所を修正後、再検査を行います。

＜再生可能エネルギー発電設備設置許可申請書等の添付書類＞		
届出書等の種類	添付書類	備考
設置事業許可申請書 （様式第19号）	① 事前協議事前協議書の添付書類全て ② 事前協議終了通知書の写し	提出部数 3部 【手数料】 5ページ参照
設置事業着手届 （様式第24号）	① 許可通知書の写し ② 標識を設置した場所が明示された図面 ③ 標識設置状況及び記載内容が分かる写真等	提出部数 2部
事業完了(廃止)届書 （様式第25号）	① 工事写真（各工程写真） ② 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 2部

## 5 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する許可基準

<p><b>1) 事業区域の周辺地域（以下この条において「周辺地域」という。）における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること</b></p>													
<p>(1) 事業区域に鳥獣保護区及び特別保護地区を含む場合は、その地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に採られていること。</p> <p>(2) 事業区域内に生育する樹木を伐採する場合は、当該伐採が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲の伐採であること。</p>													
<p><b>2) 周辺地域の景観を阻害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること</b></p>													
<p>(1) 再生可能エネルギー発電設備の高さ、形状等が周囲と調和したものであること。</p> <p>(2) 事業区域と隣接する土地との間に次の緩衝帯が設けられていること。</p> <table border="1" data-bbox="300 766 1294 1064"> <thead> <tr> <th>事業区域の面積</th> <th>緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満</td> <td>4メートル</td> </tr> <tr> <td>1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満</td> <td>5メートル</td> </tr> <tr> <td>5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満</td> <td>10メートル</td> </tr> <tr> <td>15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満</td> <td>15メートル</td> </tr> <tr> <td>25. 0ヘクタール以上</td> <td>20メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 再生可能エネルギー発電設備が周辺の道路等の公共空地から見えないよう低木、目隠しフェンス等の設置されていること。</p>		事業区域の面積	緩衝帯の幅	1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満	4メートル	1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満	5メートル	5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満	10メートル	15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満	15メートル	25. 0ヘクタール以上	20メートル
事業区域の面積	緩衝帯の幅												
1. 0ヘクタール以上 1. 5ヘクタール未満	4メートル												
1. 5ヘクタール以上 5. 0ヘクタール未満	5メートル												
5. 0ヘクタール以上 15. 0ヘクタール未満	10メートル												
15. 0ヘクタール以上 25. 0ヘクタール未満	15メートル												
25. 0ヘクタール以上	20メートル												
<p><b>3) 周辺地域において土砂崩れ、溢水等を発生させるおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること</b></p>													
<p>(1) 事業区域に地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域を含まないこと。 問合せ先：栃木県 砂防水資源課（028-623-2454）</p> <p>(2) 事業区域に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域を含まないこと。 問合せ先：栃木県 安足土木事務所 保全第一部（0284-41-4100）</p> <p>(3) 事業区域に森林法第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。 問合せ先：栃木県 県南環境森林事務所 森づくり課（0283-23-1441）</p>													
<p><b>4) 事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令（次号及び第6号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること</b></p>													
<p>(1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行う場合は、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。</p> <p>(2) 事業区域内における法面の勾配が垂直方向1メートルに対し水平方向2メートルの勾配を超える場合は、事項5)の(3)に掲げる基準を満たす擁壁が設置されていること。</p> <p>(3) 前記(2)に掲げるもののほか、造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条に掲げる基準及び市長が別に定める細目に掲げる基準である宅地防災マニュアル（平成19年3月28日国都開第27号）の基準に適合したものであること。</p>													

**5) 排水施設、擁壁その他の施設が、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること**

- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準を満たすものであること。
- (3) 擁壁を設置する場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条第1項に掲げる基準を満たす方法で設置されていること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要がある場合は、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。

**6) 地形、地質及び周囲の状況に応じ配慮すべき事項又は講じるべき措置が、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法その他関係法令及び規則で定める基準に適合していること**

- (1) 軟弱地盤である場合は、土の置き換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他必要な措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。

**7) 周辺地域における道路、河川、水路その他公共施設の構造等に支障を来すおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること**

- (1) 事業区域に接する道路の幅員が4メートル未満の場合は、当該道路と事業区域に接する部分について、道路の反対側から4メートル後退することその他の再生可能エネルギー発電設備の搬入の用に供する車両の通行に支障がないようにするための措置が講じられていること。
  - (2) 大型車の通行等による既存道水路の破損等を防止する措置が講じられていること。
- \*「道路の幅員」とは、車道、歩道、側溝、植樹帯等によって構成される道路の区域のうち、道路一端の路肩、側溝等であって車輛等の通行の可能な部分から他端の同部分までをいうものとします。

**8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境への被害防止など近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること**

- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に再生可能エネルギー発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準に適合していること。
- (3) 事業完了後に、再生可能エネルギー発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の架台の構造が建築基準法第20条に掲げる基準を満たし、又は当該基準を満たすものに準じると市長が認めたものであること。
- (5) 再生可能エネルギー発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が近隣住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。

(6) 再生可能エネルギー発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準に適合していること。
<b>9) 設置する再生可能エネルギー発電設備が電気事業法、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法その他関係法令の基準に適合していること</b>
(1) 事業の施行に必要となる法令及び他の条例の許認可の取得の状況が確認できること。 (2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定による電気事業者との特定契約の締結の状況が確認できること。
<b>10) 市の総合計画、環境基本計画、景観計画その他の計画に適合していること</b>

## 6 事業計画の変更等の手続

事業計画等の変更がある場合は、変更許可等の手続が必要になることがありますので、事前にご相談ください。

### (1) 事前協議における変更手続

届出書等の種類	添付書類	備考
<b>事業計画変更届</b> (様式第9号)	① 変更内容が確認できる図書等	提出部数 2部
<b>標識設置変更届</b> (様式第15号)	① 標識を設置した場所が明示された図面 ② 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等	標識設置日から3日以内 提出部数 2部
<b>事前協議取下書</b> (様式第6号)	① 取下げ理由書	提出部数 2部

### (2) 許可申請における変更手続

変更許可書等の種類	添付書類	備考
<b>設置事業変更許可申請書</b> (様式第20号)	① 変更内容が確認できる図書	提出部数 3部 【手数料】 5ページを参照

## 7 完了の手続

事業を完了または廃止したときは、下記の関係書類を添えて届出てください。

届出書等の種類	添付書類	備考
事業完了（廃止）届 （様式第25号）	① 工事写真（各工程写真） ② 工事完了（廃止）状況が確認できる写真 ③ 事業区域の位置を示す図面 ④ 土地利用計画平面図	提出部数 2部

## 8 再生可能エネルギー発電設備設置に関する許可の取消し

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。

- (1) 不正な手段により、設置許可または変更許可を取得したとき。
- (2) 設置許可取得後、1年以上設置事業に着手しなかったとき。
- (3) 設置許可を受けた設置事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (4) 許可基準の要件を満たさない設置事業を行ったとき。
- (5) 設置許可または変更許可を受けた条件に違反したとき。
- (6) 設置許可取得後に変更が生じ、変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。
- (7) 変更許可取得後、1年以上設置事業に着手しなかったとき。
- (8) 変更許可を受けた設置事業に着手後、1年以上事業に係る工事を中断したとき。
- (9) 市からの是正措置命令に違反したとき。

## 9 是正勧告・措置命令等

許可を受けた事業が以下に該当する場合は、是正措置の勧告または命令を行うことがあります。

- (1) 設置許可または変更許可の事業計画に従って設置事業を施行していないとき。
- (2) 設置許可または変更許可の規定に違反したとき。
- (3) 検査の結果、設置許可または変更許可の内容に適合していないと認められるとき。

下記の事項に該当する場合は、設置事業者住所、氏名及びその内容を公表します。

- (1) 設置許可または変更許可を取り消されたとき。
- (2) 是正措置の勧告に従わず、命令をしたとき。
- (3) 届出、申請、報告等において虚偽記載等の不正行為を行ったとき。



**【お問合せ】**

足利市 都市建設部 都市政策課 開発指導担当

TEL : 0284-20-2168

FAX : 0284-21-1946